

お迎え型体調不良児保育事業について

(1) 目的

保育所等において体調不良となった子どもが、共働き世帯等の理由で直ぐに保護者が対応できない場合があることから、本事業を新設することで、一層の子育て支援を図るもの。

(2) 事業内容

体調不良児保育事業未実施の保育所等の利用児が体調不良となり、保護者が直ちに対応できない場合に、拠点施設の職員が代わって保育所等に迎えに行き、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かるもの。

平成29年度から総曲輪小学校跡地に開設する地域包括ケア施設で病児保育と併せて実施するが、国の予算案で平成28年度から事業補助が予定されていることから、子育て世帯を支援するため、平成28年度からお迎え型の事業を公立保育所で先行実施するもの。

また、民間事業者が同様の事業を実施する場合の補助についても検討。

(3) 国庫補助の拡充について

平成28年度から、これまでの病児、体調不良児保育に関する国庫補助金に、病児保育関係施設整備、人件費その他の拡充が予定されている。